

事業者等から提出される申請書等に係る押印・書面等の見直し のための規則改正等に係る意見募集の実施について

令和2年10月21日
原子力規制庁

1. 経緯

令和2年10月7日原子力規制委員会で、原子力規制委員会の行政手続及び内部手続における押印・書面・対面の制度・慣行について、政府方針を踏まえて見直しを進めることを報告した。

今般、上記に関わる規則及び告示について、改正案及び制定案を作成したことから、これらについて行政手続法に基づく意見募集を実施することとしたい。

2. 対象法令及び内容

(1) 押印等

法令に基づき被規制者等から申請書等を受け取る手続のうち押印を求めているものについて押印を不要とするとともに、印紙の貼付以外に納入告知書による手数料の納付を認める等のため、以下の規則及び告示の改正を行うこととしたい。

【規則】

- ① 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）
60様式の押印を廃止、18様式の印紙貼付欄を削除し、納入告知書による納付を認める旨を注記。
- ② 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）
28様式の押印を廃止。
- ③ 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第50号）
2様式の押印を廃止。
- ④ 登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号）
25様式の押印を廃止。
- ⑤ 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号）
2様式の押印を廃止

【告示】

- ・放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）
13 様式の押印を廃止

(2) 書面

オンラインによる申請等を可能とするため、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「デジタル手続法」という。）に基づき、並びにデジタル手続法及び原子力規制委員会の所管する関係法令を実施するため、原子力規制委員会規則等を定めることとしたい。

【規則】

- ・原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）案

【告示】

- ・原子力規制委員会が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（仮称）案

3. 意見募集の実施

別紙1及び別紙2の改正案、別紙3及び別紙4の制定案に対し、意見募集を行政手続法に基づき行うこととしたい。（募集期間は令和2年10月22日（木）から令和2年11月26日（木）までの36日間。なお、令和2年11月18日（水）12時00分から令和2年11月24日（火）9時00分までの期間は、電子政府の総合窓口（e-Gov）が次期更改に伴い停止予定のため、同期間を除いて30日間の募集期間としている。e-Govの停止中は郵送及びFAXによる意見の提出のみ受け付ける。）

4. 今後の予定

日程（予定）	会議等	備考
10月22日 ～11月26日	意見募集	
12月上旬	原子力規制委員会	規則及び告示の決定
12月下旬	公布	
1月1日	施行	

5. 添付資料

- 別紙 1 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案
- 別紙 2 平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示案
- 別紙 3 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）案
- 別紙 4 原子力規制委員会が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（仮称）案
- 参考 令和 2 年 10 月 7 日原子力規制委員会資料 資料 8

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定に基づき、及びこれらの法律を実施するため、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- 一 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号） 別表第一
- 二 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号） 別表第二
- 三 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号） 別表第三
- 四 登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号） 別表第四
- 五 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号）

別表第五

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(調整規定)

第二条 この規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)により改正される放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則によつてまず改正され、次いでこの規則によつて改正されるものとする。

別表第一 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>別記様式第1（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>放射性同位元素 放射線発生装置 の使用許可申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>使用の内容 （注3）</p> <p>手数料の納付方法（注3の2）</p>	<p>別記様式第1（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[同上]</div> <p>放射性同位元素 放射線発生装置 の使用許可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>正本には、所定の金額の 収入印紙を貼り、消印を しないこと。</p> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>[同上]</p> <p>[同上]</p> <p>使用の内容 （注3）</p> <p>[同上]</p>

別記様式第1 中別紙様式イ [略]

別記様式第1 中別紙様式イ [同上]

別記様式第 1 中別紙様式イの二 [略]

別記様式第 1 中別紙様式ロ [略]

別記様式第 1 中別紙様式ハ [略]

注 [1～3 略]

3の2 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

[4～90 略]

備考 [1～3 略]

[削る。]

別記様式第 2 (第 3 条関係)

[略]

放射性同位元素の使用届

[略]

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1～18 略]

備考 [1～3 略]

[削る。]

別記様式第 1 中別紙様式イの二 [同上]

別記様式第 1 中別紙様式ロ [同上]

別記様式第 1 中別紙様式ハ [同上]

注 [1～3 同上]

[加える。]

[4～90 同上]

備考 [1～3 同上]

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 2 (第 3 条関係)

[同上]

放射性同位元素の使用届

[同上]

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [1～18 同上]

備考 [1～3 同上]

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること

ができる。

別記様式第3 (第4条関係)

[略]
放射性同位元素の使用変更届
[略]
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]
[略]

注 [1～4 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第4 (第5条関係)

[略]
表示付認証機器 使用変更届
[略]
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) (注2)
[略]

別記様式第3 (第4条関係)

[同上]
放射性同位元素の使用変更届
[同上]
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦
[同上]
[同上]

注 [1～4 同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第4 (第5条関係)

[同上]
表示付認証機器 使用変更届
[同上]
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦ (注2)
[同上]

[略]

- 注 1 [略]
- 2 代理人が届け出る場合には、委任状を添付すること。
[3～9 略]
- 備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第 5 (第 6 条関係)

[略]

放射性同位元素の 販売業
賃貸業 届

[略]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

別記様式第 5 中別紙様式イ [略]
別記様式第 5 中別紙様式ロ [略]

- 注 [1～13 略]
- 備考 [1～3 略]
[削る。]

[同上]

- 注 1 [同上]
- 2 代理人が押印する場合には、委任状を添付すること。
[3～9 同上]
- 備考 [1・2 同上]
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第 5 (第 6 条関係)

[同上]

放射性同位元素の 販売業
賃貸業 届

[同上]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
④

[同上]

[同上]

別記様式第 5 中別紙様式イ [同上]
別記様式第 5 中別紙様式ロ [同上]

- 注 [1～13 同上]
- 備考 [1～3 同上]
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第 6 (第 6 条の 2 関係)

[略]	[略]
放射性同位元素の <u>販売業</u> に係る変更届 <u>賃貸業</u>	
原子力規制委員会 殿 [略]	
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
[略]	
[略]	

注 [1～4 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第 7 (第 7 条関係)

[略]	[略]
放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業許可申請書	
年 月 日	

別記様式第 6 (第 6 条の 2 関係)

[同上]	[同上]
放射性同位元素の <u>販売業</u> に係る変更届 <u>賃貸業</u>	
原子力規制委員会 殿 [同上]	
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) <small>④</small>	
[同上]	
[同上]	

注 [1～4 同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第 7 (第 7 条関係)

[同上]	[同上]
放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業許可申請書	
年 月 日	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 正本には、所定の金額の 収入印紙を貼り、消印を しないこと。 </div>	

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

廃棄の内容 (注3)	
手数料の納付方法 (注3の2)	ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付

別記様式第7中別紙様式イ [略]
別記様式第7中別紙様式ロ [略]

注 [1～3 略]

3の2 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

[4～49 略]

備考 [1～3 略]

[削る。]

別記様式第8 (第9条関係)

[略]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

廃棄の内容 (注3)	
---------------	--

別記様式第7中別紙様式イ [同上]
別記様式第7中別紙様式ロ [同上]

注 [1～3 同上]

[加える。]

[4～49 同上]

備考 [1～3 同上]

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第8 (第9条関係)

[同上]

許可使用に係る変更許可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

変更の理由

手数料の納付方法
(注4) ア 収入印紙による納付
イ 納入告知書による納付

注 [1～3 略]

4 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考 [1～4 略]
[削る。]

別記様式第9 (第9条の3関係)

許可使用に係る変更許可申請書

年 月 日

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
^印

[同上]

[同上]

変更の理由

注 [1～3 同上]
[加える。]

備考 [1～4 同上]
5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第9 (第9条の3関係)

[略]

廃棄業に係る変更許可申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

変更の理由

手数料の納付方法
(注4) ア 収入印紙による納付
イ 納入告知書による納付

注 [1～3 略]

4 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考 [1～4 略]
[削る。]

[同上]

廃棄業に係る変更許可申請書

年 月 日

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ④

[同上]

[同上]

変更の理由

注 [1～3 同上]
[加える。]

備考 [1～4 同上]
5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1～3 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第12 (第11条関係)

[略]

許可使用に係る使用の場所の一時的変更届
年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

別記様式第12中別紙様式イ [略]
別記様式第12中別紙様式ロ [略]

注 [1～8 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

注 [1～3 同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第12 (第11条関係)

[同上]

許可使用に係る使用の場所の一時的変更届
年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

別記様式第12中別紙様式イ [同上]
別記様式第12中別紙様式ロ [同上]

注 [1～8 同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第13 (第14条関係)

[略]

使用許可
廃棄業
に係る許可証再交付申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1・2 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第14 (第14条の2関係)

[略]

設計認証
特定設計認証
申請書

年 月 日

別記様式第13 (第14条関係)

[同上]

使用許可
廃棄業
に係る許可証再交付申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
④

[同上]

[同上]

注 [1・2 同上]
備考 [1～3 同上]
④ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第14 (第14条の2関係)

[同上]

設計認証
特定設計認証
申請書

正本には、所定の金額の
収入印紙を貼り、消印を
しないこと。(注2)

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3)		
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
[略]		
[略]		
放射性同位元素装備機器		
性能	[略]	
	蔽 (注17)	
手数料の納付方法 (注18)	(原子力規制委員会に申請する場合) ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付 (登録認証機関に申請する場合) ウ 登録認証機関の定める方法による納付	

原子力規制委員会 殿 (注3)		
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
[同上]		
[同上]		
放射性同位元素装備機器		
性能	[同上]	
	蔽 (注17)	

注 1 [略]

2 削除

[3～17 略]

18 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録認証機関の設計認証業務規程に定める○で囲み、当該登録認証機関の設計認証業務規程に定めるところによる料金を当該登録認証機関に納付すること。

備考 [1～3 略]

[削る。]

別記様式第15（第14条の14関係）

[略]

施設検査申請書

注 1 [同上]

2 「正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」

原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録認証機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録認証機関の設計認証業務規程に定めるところによる料金を当該登録認証機関に納付すること。

[3～17 同上]

[加える。]

備考 [1～3 同上]

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第15（第14条の14関係）

[同上]

施設検査申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

施設検査希望年月日 年 月 日

手数料の納付方法 (原子力規制委員会に申請する場合)
ア 収入印紙による納付
イ 納入告知書による納付
ウ 登録検査機関に申請する場合)
エ 登録検査機関の定める方法による納付

注 1 [略]

2 削除

[3～6 略]

7 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申

所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。(注2)

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

施設検査希望年月日 年 月 日

注 1 [同上]

2 「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」
原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録検査機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。
[3～6 同上]

[加える。]

請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録検査機関に申請する場合は、ウを○で囲み、当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。

備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第16（第14条の17及び第14条の18関係）

[略]	
<u>定期検査申請書</u>	
年	月
日	
原子力規制委員会 殿（注3）	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
[略]	
[略]	
定期検査希望年月日	年 月 日

備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第16（第14条の17及び第14条の18関係）

[同上]	
<u>定期検査申請書</u>	
年	月
日	
原子力規制委員会 殿（注3）	
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） <small>④</small>	
[同上]	
[同上]	
定期検査希望年月日	年 月 日

<p>手数料の納付方法 (注7)</p>	<p>(原子力規制委員会に申請する場合) ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付 (登録検査機関に申請する場合) ウ 登録検査機関の定める方法による納付</p>
<p>注 1 [略] 2 削除 [3～6 略] 3 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録検査機関に申請する場合は、ウを○で囲み、当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。 備考 [1～3 略] [削る。]</p>	

別記様式第17 (第14条の20関係)

[略]

<p>注 1 [同上] 2 「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」 原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録検査機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。 [3～6 同上] [加える。]</p>	<p>備考 [1～3 同上] 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 別記様式第17 (第14条の20関係)</p>
<p>[同上]</p>	

別記様式第17 (第14条の20関係)

[同上]

定期確認申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

定期確認希望年月日 年 月 日

手数料の納付方法 (注7)
(原子力規制委員会に申請する場合)
ア 収入印紙による納付
イ 納入告知書による納付
ウ 登録検査機関に申請する場合による
登録検査機関の定める方法による
納付

注 1 [略]

2 削除

定期確認申請書

年 月 日

所定の金額の収入印紙を
貼り、消印をしないこ
と。(注2)

原子力規制委員会 殿 (注3)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
⑩

[同上]

[同上]

定期確認希望年月日 年 月 日

注 1 [同上]

2

「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」
原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当
する収入印紙を貼り付け、登録確認機関に申請する場合は、
収入印紙に代えて当該登録確認機関の定期確認業務規程に
定めるところによる料金を当該登録確認機関に納付するこ
と。

[3 ～ 6 略]

㉞ 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録確認機関に申請する場合は、ウを○で囲み、当該登録確認機関の定期確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録確認機関に納付すること。

備考 [1 ・ 2 略]
[削る。]

別記様式第18 (第18条の15及び第24条の2の6関係)

[略]

運搬確認申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

[3 ～ 6 同上]

[加える。]

備考 [1 ・ 2 同上]
㉟ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第18 (第18条の15及び第24条の2の6関係)

[同上]

運搬確認申請書

年 月 日

所定の金額の収入印紙を
貼り、消印をしないこ
と。(注2)

原子力規制委員会 殿 (注3)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

運 関 搬 ず 方 る 法 説 に 明 (注15)	[略]	
	携行する書面及び携行器具等	
手数料の納付方法 (注17)	(原子力規制委員会に申請する場合) ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付 ウ 登録運搬物確認機関に申請する場合) エ 登録運搬物確認機関の定める方法 による納付	

注 1 [略]

2 削除

3 [略]

4 「許可届出使用者等の区分」 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はそれらから運搬を委託された者の別を記載すること。許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者にあつては、許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日及び届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託

運 関 搬 ず 方 る 法 説 に 明 (注15)	[同上]	
	携行する書面及び携行器具等	

注 1 [同上]

2 「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」
原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録運搬物確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。

3 [略]

4 「許可届出使用者等の区分」 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はそれらから運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の区分を併せて記載すること。

者の名称及び事業の区分を併せて記載すること。

[5～16 略]

17 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録運搬物確認機関に申請する場合は、ウを○で囲み、当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。

備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第19（第18条の17及び第24条の2の7関係）

[略]
容器承認申請書
年 月 日
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]

[5～16 同上]
[加える。]

備考 [1～3 同上]

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第19（第18条の17及び第24条の2の7関係）

[同上]
容器承認申請書
年 月 日
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[同上]

[略]	
連絡員の氏名(注7)	所属部課名 () 電話番号 () FAX番号 () メールアドレス ()
手数料の納付方法(注8)	ア 収入印紙による納付 イ 収入告知書による納付
注 [1～7 略] <p><u>8</u> 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。</p> 備考 [1～3 略] [削る。]	
別記様式第20 (第18条の19及び第24条の2の7関係)	
[略]	
承認容器使用期間更新申請書	
[略]	
原子力規制委員会 殿	
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	

[同上]	
連絡員の氏名(注7)	所属部課名 () 電話番号 () FAX番号 () メールアドレス ()
注 [1～7 同上] [加える。]	
備考 [1～3 同上] <p><u>4</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p>	
別記様式第20 (第18条の19及び第24条の2の7関係)	
[同上]	
承認容器使用期間更新申請書	
[同上]	
原子力規制委員会 殿	
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
④	

[略]	
[略]	
注 [1・2 略] 備考 [1・2 略] [削る。]	
別記様式第21 (第18条の20及び第24条の2の7関係)	
[略]	[略]
	容器承認書記載事項変更届
	[略]
	原子力規制委員会 殿
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
	[略]
[略]	
注 [1・2 略] 備考 [1・2 略] [削る。]	
別記様式第22 (第18条の20第2項及び第24条の2の7関係)	
[略]	[略]

[同上]	
[同上]	
注 [1・2 同上] 備考 [1・2 同上] <u>3</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	
別記様式第21 (第18条の20及び第24条の2の7関係)	
[同上]	[同上]
	容器承認書記載事項変更届
	[同上]
	原子力規制委員会 殿
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
	[同上] ④
[同上]	
注 [1・2 同上] 備考 [1・2 同上] <u>3</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	
別記様式第22 (第18条の20第2項及び第24条の2の7関係)	
[同上]	[同上]

承認容器廃止届

[略]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1・2 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第23 (第19条の2第1項第1号関係)

[略]

埋設確認申請書

(第19条第1項第17号イにおける埋設廃棄物についての確認)

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

承認容器廃止届

[同上]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
⑩

[同上]

[同上]

注 [1・2 同上]
備考 [1・2 同上]
⑩ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第23 (第19条の2第1項第1号関係)

[同上]

埋設確認申請書

(第19条第1項第17号イにおける埋設廃棄物についての確認)

所定の金額の収入印紙を
貼り、消印をしないこと。
(注2)

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
⑩

[同上]

[同上]

埋設確認希望年月日	
手数料の納付方法 (注9)	(原子力規制委員会に申請する場合) ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付 (登録検査機関に申請する場合) ウ 登録検査機関の定める方法による納付

注 1 [略]

2 削除

[3～8 略]

9 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録埋設確認機関の埋設確認業務規程を○で囲み、当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。

備考 [1～3 略]

[削る。]

埋設確認希望年月日	
-----------	--

注 1 [同上]

2 「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」

原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録埋設確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。

[3～8 同上]

[加える。]

備考 [1～3 同上]

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第24 (第19条の2第1項第2号関係)

[略]	
埋設確認申請書	
(第19条第1項第17号ロにおける埋設及び覆土についての確認)	
年 月 日	
原子力規制委員会 殿 (注3) 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
[略]	
[略]	
埋設確認希望年月日	年 月 日
手数料の納付方法 (注4)	(原子力規制委員会に申請する場合) ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付 ウ 登録検査機関に申請する場合 エ 登録検査機関の定める方法による納付

注 1 [略]
2 削除

別記様式第24 (第19条の2第1項第2号関係)

[同上]	
埋設確認申請書	
(第19条第1項第17号ロにおける埋設及び覆土についての確認)	
年 月 日	
原子力規制委員会 殿 (注3) 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
[同上]	
[同上]	
埋設確認希望年月日	年 月 日

注 1 [同上]
2 「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」

3 [略]

4 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録埋設確認機関に申請する場合は、ウを○で囲み、当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。

備考 [1～3 略]
[削る。]

原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録埋設確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録埋設確認機関の埋設確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録埋設確認機関に納付すること。

3 [同上]
[加える。]

備考 [1～3 同上]

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第25 (第21条第2項関係)

[略]
放射線障害予防規程届
[略]
原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]

別記様式第25 (第21条第2項関係)

[同上]
放射線障害予防規程届
[同上]
原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[同上]

[略]

注 [1～4 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第26 (第21条第3項関係)

[略]

放射線障害予防規程変更届

[略]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1～4 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第26の2 (第24条の2の3第2項関係)

[略]

特定放射性同位元素防護規程届

[同上]

注 [1～4 同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第26 (第21条第3項関係)

[同上]

放射線障害予防規程変更届

[同上]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
④

[同上]

[同上]

注 [1～4 同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第26の2 (第24条の2の3第2項関係)

[同上]

特定放射性同位元素防護規程届

年 月 日	原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]	[略]
[略]	[略]
注 [1～4 略] 備考 [1・2 略] [削る。]	[略]

別記様式第26の3 (第24条の2の3第3項関係)

[略]	特定放射性同位元素防護規程変更届 年 月 日
[略]	原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]	[略]
注 [1～3 略] 備考 [1～3 略] [削る。]	[略]

年 月 日	原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[同上]	[同上]
[同上]	[同上]
注 [1～4 同上] 備考 [1・2 同上] <u>3</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。	[同上]

別記様式第26の3 (第24条の2の3第3項関係)

[同上]	特定放射性同位元素防護規程変更届 年 月 日
[同上]	原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[同上]	[同上]
注 [1～3 同上] 備考 [1～3 同上] <u>4</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。	[同上]

別記様式第26の4（第24条の2の9関係）

[略]
取決めの締結届
[略]
原子力規制委員会 殿
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） （注2）
[略]
[略]

- 注 1 [略]
- 2 「氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」 發送人、受取人及び運搬について責任を有する者のいづれか又は連名により記載すること。許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者にあつては、許可証の年月日及び番号、法第3条の2第1項又は法第4条第1項の届出をした年月日及び届出の際に通知された届出番号がある場合には、当該届出番号を併せて記載すること。
- [3～7 略]
- 備考 [1・2 略]
- [削る。]

別記様式第26の5（第24条の2の10第1項関係）

別記様式第26の4（第24条の2の9関係）

[同上]
取決めの締結届
[同上]
原子力規制委員会 殿
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） （注2） ㊦
[同上]
[同上]

- 注 1 [同上]
- 2 「氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）」 發送人、受取人及び運搬について責任を有する者のいづれか又は連名により記載すること。
- [3～7 同上]
- 備考 [1・2 同上]
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第26の5（第24条の2の10第1項関係）

注 [1～16 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第26の7 (第24条の2の10第3項関係)

[略]

特定放射性同位元素の所持に係る報告書
年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1～7 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第27 (第24条の3関係)

[略]

注 [1～16 同上]
備考 [1～3 同上]

別記様式第26の7 (第24条の2の10第3項関係)

[同上]

特定放射性同位元素の所持に係る報告書
年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

注 [1～7 同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

別記様式第27 (第24条の3関係)

[同上]

許可使用者 許可廃棄業者	である法人の 合併 分割	に係る認可申請書
[略]		
原子力規制委員会 殿 法人の名称及び代表者の氏名		
[略]		
注 [1～6 略] 備考 [1～4 略] [削る。]		

別記様式第28 (第24条の4関係)

許可使用者 許可廃棄業者	である法人の 合併 分割	に係る認可申請書
[同上]		
原子力規制委員会 殿 法人の名称及び代表者の氏名		
[同上]		
注 [1～6 同上] 備考 [1～4 同上] ⑤ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。		

別記様式第28 (第24条の4関係)

[略]		
届出使用者 届出版売業者 届出賃貸業者	である法人の 合併 分割	に係る届
[略]		
原子力規制委員会 殿 法人の名称及び代表者の氏名		
[略]		

注 [1～6 略]

[同上]		
届出使用者 届出版売業者 届出賃貸業者	である法人の 合併 分割	に係る届
[同上]		
原子力規制委員会 殿 法人の名称及び代表者の氏名		
[同上]		

注 [1～6 同上]

備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第29 (第24条の4関係)

[略]
表示付認証機器届出使用者である法人の合併分割に係る届
原子力規制委員会 殿
法人の名称及び代表者の氏名 (注2)
[略]

注 1 [略]
2 代理人が届け出る場合には、委任状を貼付すること。
3～7 [略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第30 (第24条の5関係)

[略]
廃棄物埋設に係る許可廃棄業者の相続の届
[略]

備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第29 (第24条の4関係)

[同上]
表示付認証機器届出使用者である法人の合併分割に係る届
原子力規制委員会 殿
法人の名称及び代表者の氏名 ④ (注2)
[同上]

注 1 [同上]
2 代理人が押印する場合には、委任状を添付すること。
3～7 [同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第30 (第24条の5関係)

[同上]
廃棄物埋設に係る許可廃棄業者の相続の届
[同上]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第31 (第24条の6関係)

[略]

廃棄物埋設地の譲受けに係る許可申請書

[略]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1・2 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第32 (第25条第1項関係)

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

注 [同上]
備考 [1・2 同上]
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第31 (第24条の6関係)

[同上]

廃棄物埋設地の譲受けに係る許可申請書

[同上]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

注 [1・2 同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第32 (第25条第1項関係)

[略]

[略]

注 [1～6 略]
備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第34 (第26条第4項関係)

[略]

許可届出使用者
届出販売業者
届出賃貸業者
届出廃業業者
廃止措置計画届

[略]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1～4 略]
備考 [1・2 略]

[削る。]

[同上]

[同上]

注 [1～6 同上]
備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第34 (第26条第4項関係)

[同上]

許可届出使用者
届出販売業者
届出賃貸業者
届出廃業業者
廃止措置計画届

[同上]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

注 [1～4 同上]
備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第35（第26条第5項及び第26条の2第3項関係）

[略]
廃止措置計画変更届
[略]
原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [略]
[略]

注 [1～4 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第36（第26条第6項及び第26条の2第4項関係）

[略]
許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書
[略]
原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [略]
[略]

別記様式第35（第26条第5項及び第26条の2第3項関係）

[同上]
廃止措置計画変更届
[同上]
原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ⑩
[同上]

注 [1～4 同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第36（第26条第6項及び第26条の2第4項関係）

[同上]
許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書
[同上]
原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ⑩
[同上]

注 [1～9 略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第37 (第26条の2第1項及び第2項関係)

[略]

表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届

[略]

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
(注2)

[略]

[略]

注 1 [略]
2 代理人が届け出る場合には、委任状を添付すること。
[3～5 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第38 (第26条の2第1項及び第2項関係)

[略]

死 亡

注 [1～9 同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第37 (第26条の2第1項及び第2項関係)

[同上]

表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届

[同上]

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
④ (注2)

[同上]

[同上]

注 1 [同上]
2 代理人が押印する場合には、委任状を添付すること。
[3～5 同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第38 (第26条の2第1項及び第2項関係)

[同上]

死 亡

表示付認証機器届出使用者 分散 及び廃止措置計画届

[略]

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1～6 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第39 (第29条の3 関係)

[略]

濃度確認申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

表示付認証機器届出使用者 分散 及び廃止措置計画届

[同上]

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

注 [1～6 同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第39 (第29条の3 関係)

[同上]

濃度確認申請書

年 月 日

正本には、所定の金額の
収入印紙を貼り、消印を
しないこと。(注2)

原子力規制委員会 殿 (注3)
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[同上]

[同上]

濃 度 確 認 希 望 年 月 日	年 月 日
-------------------	-------

手数料の納付方法 (注 1 1)	(原子力規制委員会に申請する場合) ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付 (登録検査機関に申請する場合) ウ 登録検査機関の定める方法による 納付
---------------------	--

注 1 [略]

2 削除

[3 ～ 10 略]

11 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録濃度確認機関に申請する場合は、ウを○で囲み、当該登録濃度確認機関の濃度確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録濃度確認機関に納付すること。

備考 [1 ～ 3 略]
[削る。]

濃 度 確 認 希 望 年 月 日	年 月 日
-------------------	-------

注 1 [同上]

2 「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」
原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録濃度確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録濃度確認機関の濃度確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録濃度確認機関に納付すること。

[3 ～ 10 同上]
[加える。]

備考 [1 ～ 3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第40（第29条の6関係）

[略]	
放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書	
年 月 日	
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
[略]	
[略]	
濃度確認対象物への 異物混入等の防止措 置 (注10)	
手数料の納付方法 (注11)	ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付

注 [1～10 略]

Ⅱ 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲

別記様式第40（第29条の6関係）

[同上]	
放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。 </div>	
年 月 日	
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑩	
[同上]	
[同上]	
濃度確認対象物への 異物混入等の防止措 置 (注10)	

注 [1～10 同上]

[加える。]

み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第41 (第31条関係)

[略]

放射線取扱主任者 選 任 届
解 任

[略]

原子力規制委員会 殿
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1～6 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第42 (第33条関係)

[略]

備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第41 (第31条関係)

[同上]

放射線取扱主任者 選 任 届
解 任

[同上]

原子力規制委員会 殿
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
(印)

[同上]

[同上]

注 [1～6 同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記
録媒体による手続を行う場合にあつては、押印すること
を要しない。

別記様式第42 (第33条関係)

[同上]

放射線取扱主任者の代理者	選任届	[略]
原子力規制委員会 殿		
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
[略]		
[略]		
注 [1～5 略] 備考 [1・2 略] [削る。]		
別記様式第43 (第35条関係)		
[略]	[略]	放射線取扱主任者試験 受験申込書
[略]		
放射線取扱主任者の代理者	選任届	[同上]
原子力規制委員会 殿		
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) <small>⑩</small>		
[同上]		
[同上]		
注 [1～5 同上] 備考 [1・2 同上] <u>2</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記 録媒体による手続を行う場合にあつては、押印すること を要しない。		
別記様式第43 (第35条関係)		
[同上]	[同上]	所定の金額の収入印 紙を貼り、消印をし ないこと。 (注1)
[同上]		

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3) 氏名

手数料の納付方法 (注4)	(原子力規制委員会に申請する場合) ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付 (登録検査機関に申請する場合) ウ 登録検査機関の定める方法による納付
------------------	--

注 1 削除

[2・3 略]

4 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録試験機関の試験業務規程に定める○で囲み、当該登録試験機関の試験業務規程に定めるところによる料金を当該登録試験機関に納付すること。

備考 [1・2 略]

別記様式第46 (第35条の5関係)

年 月 日

原子力規制委員会 殿 (注3) 氏名

注 1 「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」
原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録試験機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録試験機関の試験業務規程に定めるところによる料金を当該登録試験機関に納付すること。

[2・3 同上]

[加える。]

備考 [1・2 同上]

別記様式第46 (第35条の5関係)

[略]		[略]	
放射線取扱主任者 講習受講申込書		[略]	
[略]			
原子力規制委員会 殿 (注3)		年 月 日	
氏名			
手数料の納付方法 (注4)	ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付 ウ (登録検査機関に申請する場合) 登録検査機関の定める方法による 納付		

注 1 [略]

2 削除

3 [略]

[同上]		[同上]	
放射線取扱主任者 講習受講申込書		[同上]	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。 (注2) </div>			
[同上]			
原子力規制委員会 殿 (注3)		年 月 日	
氏名			

注 1 [同上]

2 「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」
原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録資格講習機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録資格講習機関の資格講習業務規程に定めるところによる料金を当該登録資格講習機関に納付すること。

3 [同上]

4 原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録資格講習機関に登録する場合は、ウを○で囲み、当該登録資格講習機関の資格講習業務規程に定めるところによる料金を当該登録資格講習機関に納付すること。

備考 [1・2 略]

別記様式第50 (第36条の2関係)

[略]
第1種 放射線取扱主任者免状交付申請書 第2種 第3種
年 月 日
原子力規制委員会 殿 [略] 氏 名
[略]

[加える。]

備考 [1・2 同上]

別記様式第50 (第36条の2関係)

[同上]
第1種 放射線取扱主任者免状交付申請書 第2種 第3種
年 月 日
原子力規制委員会 殿 [同上] 氏 名
[同上]

修了した講習 第1種 第2種 第3種	放射線取扱主任者免状に係る 講習修了番号
手数料の納付方法 (注3)	ア 収入印紙による納付 イ 収入告知書による納付

注 [1・2 略]

3 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。
備考 [1・2 略]

別記様式第52 (第38条関係)

[略]
第1種 第2種 第3種 放射線取扱主任者免状再交付申請書
年 月 日
原子力規制委員会 殿
氏 名

修了した講習 第1種 第2種 第3種	放射線取扱主任者免状に係る 講習修了番号
-----------------------------	-------------------------

注 [1・2 同上]
[加える。]

備考 [1・2 同上]

別記様式第52 (第38条関係)

[同上]
第1種 第2種 第3種 放射線取扱主任者免状再交付申請書
年 月 日
原子力規制委員会 殿
氏 名

所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないで。

[略]	
[略]	
再交付を受けようとする理由	
手数料の納付方法 (注3)	ア 収入印紙による納付 イ 納入告知書による納付

注 [1・2 略]

3 手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、アを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、イを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。
備考 [1・2 略]

別記様式第53の2 (第38条の6関係)

[略]
特定放射性同位元素防護管理者 選任届 年 月 日
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]

[同上]	
[同上]	
再交付を受けようとする理由	

注 [1・2 同上]
[加える。]

備考 [1・2 同上]

別記様式第53の2 (第38条の6関係)

[同上]
特定放射性同位元素防護管理者 選任届 年 月 日
原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ④
[同上]

[略]

注 [1～4 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第53の3 (第38条の8関係)

[略]

特定放射性同位元素防護管理者の代理者
選 任 届
解 任 日
年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1～3 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第54 (第39条第1項関係)

[同上]

注 [1～4 同上]
備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することによって、署名すること
ができる。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記
録媒体による手続を行う場合にあつては、押印すること
を要しない。

別記様式第53の3 (第38条の8関係)

[同上]

特定放射性同位元素防護管理者の代理者
選 任 届
解 任 日
年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
④

[同上]

[同上]

注 [1～3 同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することによって、署名すること
ができる。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記
録媒体による手続を行う場合にあつては、押印すること
を要しない。

別記様式第54 (第39条第1項関係)

[略]	放射線施設の廃止に伴う措置の報告書 [略]
[略]	原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]
[略]	[略]

注 [1～5 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第55 (第39条第2項関係)
1 放射線管理状況報告書 (許可届出使用者)

[略]	年度 放射線管理状況報告書 (許可届出使用者) [略]
[略]	原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]
[略]	[略]

[同上]	放射線施設の廃止に伴う措置の報告書 [同上]
[同上]	原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [同上]
[同上]	[同上]

注 [1～5 同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができ。

別記様式第55 (第39条第2項関係)
1 放射線管理状況報告書 (許可届出使用者)

[同上]	年度 放射線管理状況報告書 (許可届出使用者) [同上]
[同上]	原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [同上]
[同上]	[同上]

注 [1～20 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第55 (第39条第2項関係)
2 放射線管理状況報告書 (届出版売業者)

[略]

年度 放射線管理状況報告書 (届出版売業者)

[略]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [1～16 略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第55 (第39条第2項関係)

3 放射線管理状況報告書 (届出貨貸業者)

注 [1～20 同上]
備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記
録媒体による手続を行う場合にあつては、押印すること
を要しない。

別記様式第55 (第39条第2項関係)
2 放射線管理状況報告書 (届出版売業者)

[同上]

年度 放射線管理状況報告書 (届出版売業者)

[同上]

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
^④

[同上]

[同上]

注 [1～16 同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記
録媒体による手続を行う場合にあつては、押印すること
を要しない。

別記様式第55 (第39条第2項関係)

3 放射線管理状況報告書 (届出貨貸業者)

[略]	
年度	放射線管理状況報告書 (届出賃貸業者) [略]
原子力規制委員会 殿	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]
[略]	
注 [1～16 略]	
備考 [1・2 略]	
	[削る。]

別記様式第55 (第39条第2項関係)
4 放射線管理状況報告書 (許可廃棄業者)

[略]	
年度	放射線管理状況報告書 (許可廃棄業者)
年 月 日	
原子力規制委員会 殿	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]
[略]	

[同上]	
年度	放射線管理状況報告書 (届出賃貸業者) [同上]
原子力規制委員会 殿	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑩
[同上]	
注 [1～16 同上]	
備考 [1・2 同上]	
	⑩ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができ。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

別記様式第55 (第39条第2項関係)
4 放射線管理状況報告書 (許可廃棄業者)

[同上]	
年度	放射線管理状況報告書 (許可廃棄業者)
年 月 日	
原子力規制委員会 殿	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑩
[同上]	

<p>注 [1～7 略] 備考 [1・2 略] [削る。]</p> <p>別記様式第58 (第42条第1項関係)</p> <p>[略]</p> <p>電磁的記録媒体提出票 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]</p> <p>[略]</p> <p>注 [1～4 略] 備考 1 [略] [削る。] 2 [略]</p>	<p>注 [1～7 同上] 備考 [1・2 同上] <u>3</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。ただし、第42条第1項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。</p> <p>別記様式第58 (第42条第1項関係)</p> <p>[同上]</p> <p>電磁的記録媒体提出票 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [同上] ㊟</p> <p>[同上]</p> <p>注 [1～4 同上] 備考 1 [同上] <u>2</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 3 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第二 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>別記様式第 1 (第 7 条関係)</p> <p>核原料物質 (核燃料物質) 受入報告書 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]</p> <p>備考 [1～4 略] [削る。]</p> <p>別記様式第 2 (第 7 条関係)</p> <p>核原料物質 (核燃料物質) 払出報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]</p> <p>備考 [1～4 略] [削る。]</p> <p>別記様式第 3 (第 7 条関係)</p>	<p>別記様式第 1 (第 7 条関係)</p> <p>核原料物質 (核燃料物質) 受入報告書 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [同上]</p> <p>備考 [1～4 同上] <u>5</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。</p> <p>別記様式第 2 (第 7 条関係)</p> <p>核原料物質 (核燃料物質) 払出報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [同上]</p> <p>備考 [1～4 同上] <u>5</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。</p> <p>別記様式第 3 (第 7 条関係)</p>

<p>住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) <u>⑩</u> [略] 備考 [1・2 略] [削る。]</p>	<p>住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) <u>⑩</u> [同上] 備考 [1・2 同上] <u>⑪</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。</p>
<p>別記様式第11 (第7条関係) [略] 核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(2) 原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) <u>⑩</u> [略] 備考 [1・2 略] [削る。]</p>	<p>別記様式第11 (第7条関係) [同上] 核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(2) 原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) <u>⑩</u> [同上] 備考 [1・2 同上] <u>⑪</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。</p>
<p>別記様式第12 (第7条関係) 年 期 施設操業計画報告書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) <u>⑩</u> [略] 備考 [略] [削る。]</p>	<p>別記様式第12 (第7条関係) 年 期 施設操業計画報告書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) <u>⑩</u> [同上] 備考 <u>⑪</u> [同上] <u>⑫</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。</p>
<p>別記様式第13 (第7条関係) [略]</p>	<p>別記様式第13 (第7条関係) [同上]</p>

[削る。]

別記様式第16 (第7条関係)

年 期 核燃料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

[略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第17 (第7条関係)

[略]

減速材物質在庫状況変動報告書

原子力規制委員会

殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ④

[略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第18 (第7条関係)

[略]

③ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第16 (第7条関係)

年 期 核燃料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕 ④

[同上]

備考 [1・2 同上]

③ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第17 (第7条関係)

[同上]

減速材物質在庫状況変動報告書

原子力規制委員会

殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ④

[同上]

備考 [1・2 同上]

③ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第18 (第7条関係)

[同上]

減速材物質在庫報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) _____

[略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第19 (第7条関係)

減速材物質 (設備) 受入 (払出) 実施計画報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) _____

[略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第20 (第7条関係)

[略]

設備在庫状況変動報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) _____

[略]

備考 [1・2 略]

減速材物質在庫報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) _____[㊦]

[同上]

備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第19 (第7条関係)

減速材物質 (設備) 受入 (払出) 実施計画報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) _____[㊦]

[同上]

備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第20 (第7条関係)

[同上]

設備在庫状況変動報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) _____[㊦]

[同上]

備考 [1・2 同上]

<p>備考 [1～5 略] [削る。]</p>	<p>備考 [1～5 同上] <u>6</u> 氏名を記載し、押印すること ができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。

(裏)

[略]

別記様式第2 (第3条、第17条、第31条、第45条、第59条、第73条、第87条、第100条、第112条、第123条関係)

[略]

認 査	證	機 関	登 録 更 新 申 請 書
確 認	確 認	確 認	
期 物	搬 設	度 設	確 認
埋 濃	試 資	定 資	格 期
放 射 線 取 扱 主 任 者	特 定 放 射 性 同 位 元 素 防 護 管 理 者	特 定 放 射 性 同 位 元 素 防 護 管 理 者	特 定 放 射 性 同 位 元 素 防 護 管 理 者
講 習	講 習	講 習	講 習
年	月	日	

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]

[略]

注 [1～3 略]
備考 [1～4 略]
[削る。]

(裏)

[同上]

別記様式第2 (第3条、第17条、第31条、第45条、第59条、第73条、第87条、第100条、第112条、第123条関係)

[同上]

認 査	證	機 関	登 録 更 新 申 請 書
確 認	確 認	確 認	
期 物	搬 設	度 設	確 認
埋 濃	試 資	定 資	格 期
放 射 線 取 扱 主 任 者	特 定 放 射 性 同 位 元 素 防 護 管 理 者	特 定 放 射 性 同 位 元 素 防 護 管 理 者	特 定 放 射 性 同 位 元 素 防 護 管 理 者
講 習	講 習	講 習	講 習
年	月	日	

原子力規制委員会 殿
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤
[同上]

[同上]

注 [1～3 同上]
備考 [1～4 同上]
㊤ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 3 (第 4 条第 2 項関係)

設計認証等結果報告書	年 月 日
原子力規制委員会 殿	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
[略]	
[略]	

注 [1～4 略]
備考 [略]
[削る。]

別記様式第 4 (第 6 条、第 20 条、第 34 条、第 48 条、第 62 条、第 76 条、第 90 条、第 102 条、第 114 条、第 125 条関係)

設計認証等結果報告書	年 月 日
原子力規制委員会 殿	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
[略]	
[略]	

認識 検査 認識 認識 認識 認識
 埋 運 搬 期 物 確 確 確 確
 濃 設 設 設 設 設 設 設 設
 資 格 講 講 講 講 講 講 講 講
 試験 試験 試験 試験 試験 試験 試験 試験

別記様式第 3 (第 4 条第 2 項関係)

設計認証等結果報告書	年 月 日
原子力規制委員会 殿	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
[同上]	
[同上]	

注 [1～4 同上]
備考 1 [同上]
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができ。

別記様式第 4 (第 6 条、第 20 条、第 34 条、第 48 条、第 62 条、第 76 条、第 90 条、第 102 条、第 114 条、第 125 条関係)

設計認証等結果報告書	年 月 日
原子力規制委員会 殿	
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
[同上]	
[同上]	

認識 検査 認識 認識 認識 認識
 埋 運 搬 期 物 確 確 確 確
 濃 設 設 設 設 設 設 設 設
 資 格 講 講 講 講 講 講 講 講
 試験 試験 試験 試験 試験 試験 試験 試験

<p>定期講習 放射線取扱主任者定期講習 特定放射性同位元素防護管理者定期講習</p> <p>原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>年 月 日</p> <p>登録 埋濃試験資格講習 機関 業務規程認可申請書</p> <p>原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]</p>
--	--

<p>定期講習 放射線取扱主任者定期講習 特定放射性同位元素防護管理者定期講習</p> <p>原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤ [同上]</p> <p>[同上]</p>	<p>年 月 日</p> <p>登録 埋濃試験資格講習 機関 業務規程認可申請書</p> <p>原子力規制委員会 殿 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤ [同上]</p>
--	---

別記様式第5 (第7条第1項、第21条第1項、第35条第1項、第49条第1項、第63条第1項、第77条第1項、第91条第1項、第103条第1項関係)

別記様式第5 (第7条第1項、第21条第1項、第35条第1項、第49条第1項、第63条第1項、第77条第1項、第91条第1項、第103条第1項関係)

[略]

[略]

注 [略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第10（第12条、第26条、第40条、第54条、第68条、第82条
関係）

[略]

登録 埋設濃度
埋設濃度
埋設濃度
埋設濃度

検査 確認
検査 確認
検査 確認
検査 確認

機関 役員選任（解任）届

年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

[略]

注 [略]

備考 [1～3 略]

[削る。]

[同上]

[同上]

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第10（第12条、第26条、第40条、第54条、第68条、第82条
関係）

[同上]

登録 埋設濃度
埋設濃度
埋設濃度
埋設濃度

検査 確認
検査 確認
検査 確認
検査 確認

機関 役員選任（解任）届

年 月 日

原子力規制委員会 殿
氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊦

[同上]

注 [同上]

備考 [1～3 同上]

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第11（第18条第2項関係）

[略]
施設検査等結果報告書 年 月 日
原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [略]
[略]

注 [略]
備考 [略]
[削る。]

別記様式第12（第32条第2項関係）

[略]
定期確認結果報告書 年 月 日
原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [略]
[略]

注 [略]
備考 [略]

別記様式第11（第18条第2項関係）

[同上]
施設検査等結果報告書 年 月 日
原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [同上]
[同上]

注 [同上]
備考1 [同上]
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが
できる。

別記様式第12（第32条第2項関係）

[同上]
定期確認結果報告書 年 月 日
原子力規制委員会 殿 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [同上]
[同上]

注 [同上]
備考1 [同上]

[削る。]

別記様式第13 (第46条第2項関係)

[略]

運搬物確認結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

[略] 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

注 [略]
備考 [略]
[削る。]

別記様式第14 (第60条第2項関係)

[略]

埋設確認結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第13 (第46条第2項関係)

[同上]

運搬物確認結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

[同上] 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [㊤]

[同上]

注 [同上]
備考 1 [同上]
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第14 (第60条第2項関係)

[同上]

埋設確認結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [㊤]

[同上]

[略]

注 [略]
備考 [略]
[削る。]

別記様式第15 (第74条第2項関係)

[略]

濃度確認結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第16 (第89条第1項関係)

[略]

[同上]

注 [同上]
備考1 [同上]
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第15 (第74条第2項関係)

[同上]

濃度確認結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第16 (第89条第1項関係)

[同上]

試験結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第17 (第95条第1項関係)

[略]

登録試験機関 試験委員選任届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]

備考 [1・2 略]

試験結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

㊦ 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。

別記様式第17 (第95条第1項関係)

[同上]

登録試験機関 試験委員選任届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

[削る。]

別記様式第18 (第95条第2項関係)

[略]

登録試験機関 試験委員変更届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]

備考 [略]

[削る。]

別記様式第19 (第101条第1項関係)

[略]

資格講習結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第18 (第95条第2項関係)

[同上]

登録試験機関 試験委員変更届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [同上]

備考 1 [同上]

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第19 (第101条第1項関係)

[同上]

資格講習結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[略]

[略]

注 [略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第20 (第107条第1項関係)

[略]

登録資格講習機関 講師選任届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第21 (第107条第2項関係)

[同上]

[同上]

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

別記様式第20 (第107条第1項関係)

[同上]

登録資格講習機関 講師選任届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤

[同上]

[同上]

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

別記様式第21 (第107条第2項関係)

【略】

登録資格講習機関 講師変更届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

【略】

【略】

注 【略】

備考 【略】

【削る。】

別記様式第22 (第113条第1項、第124条第1項関係)

【略】

放射線取扱主任者定期講習 結果報告書
特定放射性同位元素防護管理者定期講習

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

【略】

【略】

【同上】

登録資格講習機関 講師変更届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

【同上】

【同上】

注 【同上】

備考1 【同上】

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができ。

別記様式第22 (第113条第1項、第124条第1項関係)

【同上】

放射線取扱主任者定期講習 結果報告書
特定放射性同位元素防護管理者定期講習

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

【同上】

【同上】

注 [略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第23 (第115条第1項、第126条第1項関係)

[略]

登録特定放射線取扱元素防護管理者定期講習機関 業務規程届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第24 (第115条第2項、第126条第2項関係)

[略]

登録放射線取扱主任者定期講習機関 業務規程変更届

注 [同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第23 (第115条第1項、第126条第1項関係)

[同上]

登録特定放射線取扱元素防護管理者定期講習機関 業務規程届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤

[同上]

[同上]

注 [同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。

別記様式第24 (第115条第2項、第126条第2項関係)

[同上]

登録放射線取扱主任者定期講習機関 業務規程変更届

特定放射性同位元素防護管理者定期講習

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第25 (第117条、第128条関係)

[略]

登録 放射線取扱主任者定期講習 機関
特定放射性同位元素防護管理者定期講習
業務の休止 (廃止) 届 年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

特定放射性同位元素防護管理者定期講習

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

㊦ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが
できる。

別記様式第25 (第117条、第128条関係)

[同上]

登録 放射線取扱主任者定期講習 機関
特定放射性同位元素防護管理者定期講習
業務の休止 (廃止) 届 年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

<p>注 [略] 備考 [1・2 略] [削る。]</p>	<p>注 [同上] 備考 [1・2 同上] <u>3</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること ができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。

(別紙2)

○原子力規制委員会告示第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、及び同規則を実施するため、放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を改正する告示

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれらに対応するものを掲げていないときは、当該部分を削ること。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

(調整規定)

第二条 この告示及び平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部分を改正するの工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の規定は、平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業

所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示によつてま
ず改正され、次いでこの告示によつて改正されるものとする。

別表 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>別記様式第 1（第 1 条の 2 関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 放射性同位元素等の 免除濃度 免除量 に係る承認申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [略] </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[略]</div> <p>注 [略] 備考 [1・2 略] [削る。]</p> <p>別記様式第 2（第 1 条の 2 関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 製品に含まれる放射性同位元素に係る承認申請書 年 月 日 </div>	<p>別記様式第 1（第 1 条の 2 関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">[同上]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 放射性同位元素等の 免除濃度 免除量 に係る承認申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [同上] </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[同上]</div> <p>注 [同上] 備考 [1・2 同上] <u>3</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>別記様式第 2（第 1 条の 2 関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">[同上]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 製品に含まれる放射性同位元素に係る承認申請書 年 月 日 </div>

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

別記様式第 3 (第 2 条関係)

[略]

特別形放射性同位元素等設計承認申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]

備考 [1・2 略]

[削る。]

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 3 (第 2 条関係)

[同上]

特別形放射性同位元素等設計承認申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 4 (第 2 条関係)

[略]	[略]
特別形放射性同位元素等設計変更承認申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	特別形放射性同位元素等設計承認申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]	[略]
[略]	[略]

注 [略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第 5 (第 2 条関係)

[略]	[略]
特別形放射性同位元素等設計承認書有効期間更新申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	特別形放射性同位元素等設計承認書有効期間更新申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]	[略]

別記様式第 4 (第 2 条関係)

[同上]	[同上]
特別形放射性同位元素等設計変更承認申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊸	特別形放射性同位元素等設計承認申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[同上]	[同上]
[同上]	[同上]

注 [同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 5 (第 2 条関係)

[同上]	[同上]
特別形放射性同位元素等設計承認書有効期間更新申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊸	特別形放射性同位元素等設計承認書有効期間更新申請書 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[同上]	[同上]

[略]

注 [略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第 6 (第 2 条関係)

[略]

特別形放射性同位元素等設計承認書記載事項変更届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

[略]

別記様式第 7 (第 2 条関係)

[略]

特別形放射性同位元素等設計承認書廃止届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

[同上]

注 [同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 6 (第 2 条関係)

[同上]

特別形放射性同位元素等設計承認書記載事項変更届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ④

[同上]

[同上]

[同上]

別記様式第 7 (第 2 条関係)

[同上]

特別形放射性同位元素等設計承認書廃止届

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

別記様式第 8 (第 2 条関係)

[略]

放射性同位元素等の数量に係る承認申請書
(第二条第一項第一号の表下欄に規定する別表第二の第二欄又は第三欄に掲げる数量についての承認)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]
備考 [1・2 略]
[削る。]

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 8 (第 2 条関係)

[同上]

放射性同位元素等の数量に係る承認申請書
(第二条第一項第一号の表下欄に規定する別表第二の第二欄又は第三欄に掲げる数量についての承認)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦

[同上]

[同上]

注 [同上]
備考 [1・2 同上]
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが

できる。

別記様式第 9 (第 25 条関係)

[略]
放射性輸送物設計承認申請書
年 月 日
原子力規制委員会 殿
住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]
[略]

注 [略]
備考 [1～3 略]
[削る。]

別記様式第 10 (第 25 条関係)

[略]
放射性輸送物設計変更承認申請書
年 月 日
原子力規制委員会 殿
住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
[略]

別記様式第 9 (第 25 条関係)

[同上]
放射性輸送物設計承認申請書
年 月 日
原子力規制委員会 殿
住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦
[同上]
[同上]

注 [同上]
備考 [1～3 同上]
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 10 (第 25 条関係)

[同上]
放射性輸送物設計変更承認申請書
年 月 日
原子力規制委員会 殿
住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦
[同上]

[略]

注 [略]
備考 [1～4 略]
[削る。]

別記様式第 1 1 (第 2 5 条関係)

[略]

放射性輸送物設計承認書有効期間更新申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

[略]

[略]

注 [略]
備考 [1・2 同上]
[削る。]

別記様式第 1 2 (第 2 5 条関係)

[略]

放射性輸送物設計承認書記載事項変更届

年 月 日

[同上]

注 [同上]
備考 [1～4 同上]
5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 1 1 (第 2 5 条関係)

[同上]

放射性輸送物設計承認書有効期間更新申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ⑤

[同上]

[同上]

注 [同上]
備考 [1・2 同上]
5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第 1 2 (第 2 5 条関係)

[同上]

放射性輸送物設計承認書記載事項変更届

年 月 日

<p>原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]</p>	<p>原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦ [同上]</p>
<p>注 [略] 備考 [1・2 同上] [削る。]</p>	<p>注 [同上] 備考 [1・2 同上] ㊧ 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。</p>
<p>別記様式第13 (第25条関係)</p>	
<p>[略]</p> <p>放射性輸送物設計承認書廃止届 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) [略]</p>	<p>[同上]</p> <p>放射性輸送物設計承認書廃止届 年 月 日 原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊦ [同上]</p>
<p>注 [略] 備考 [1・2 同上] [削る。]</p>	<p>注 [同上] 備考 [1・2 同上] ㊨ 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

[

○原子力規制委員会規則第 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項、第四項、第五項及び第六項、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び原子力規制委員会の所管する関係法令を実施するため、原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
(趣旨)

第一条 原子力規制委員会の所管する法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、

この規則の定めるところによる。

2 原子力規制委員会の所管する法令に基づく手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの規則の規定の例による。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記

官が作成した電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他原子力規制委員会が定める電子証明書

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う

者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行う場合において法令の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項の規定により申請等を行う者は、次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければならない。

一 前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する方法

二 申請等を行う者が付与された識別符号及び当該申請等を行う者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力する方法

3 前項第二号に掲げる方法により申請等を行う者は、その氏名又は名称その他必要とされる事項を行政機

関等へ届け出なければならぬ。ただし、行政機関等からあらかじめ同号に掲げる方法による申請等に係る識別符号を付与されている者については、この限りでない。

4 行政機関等は、前項の届出があつたときは、当該届出を行った者に識別符号を付与するものとする。

5 前項の規定により識別符号を付与された者は、第三項の規定により届け出た事項その他行政機関等が定める事項に変更があつたとき、暗証符号を設定するとき、設定した暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等へ届け出なければならない。

6 行政機関等は、申請等を行う者が第二項第二号の方法により申請等を行うときには、設定した暗証符号に代え、又はこれに加えて、個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号（第十三条第二項において「生体認証符号等」という。）を用いた方法により申請等を行わせることができる。

7 法令の規定に基づき同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき、当該数通の書面等のうち一通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書

面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第六条 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等を行う者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
 - 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと行政機関等が認める場合
- 2 前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内に行わなければならない。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を受ける者が、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録することが可能となつた時から当該行政機関等が指定する期限までに当該処分通知等を記録しない場合その他当該行政機関等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第九条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う処分通知等を受ける者が付与された識別符号及び当該処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところにより行う届出
- 三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場

合

(電磁的記録による縦覧等)

第十一条 行政機関等は、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十三条 法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- 一 電子署名（当該電子署名に係る電子証明書が併せて送信されるものに限る。）
- 二 識別符号及び設定した暗証符号を電子計算機から入力すること。
- 2 行政機関等は、申請等を行う者が前項第二号の措置をとるときには、設定した暗証符号に代え、又はこれに加えて、生体認証符号等を用いさせることができる。

3 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名とする。

4 法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名とする。

（手続の細目）

第十四条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

○原子力規制委員会告示第 号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第三条、第四条、第五条第三項ただし書、第八条、第十条第二号及び第十五条の規定に基づき、原子力規制委員会が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和二年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制委員会が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示

第一条 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する手続等は、原子力規制委員会が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等とする。

第二条 規則第四条及び第八条に規定する電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとする。

第三条 規則第五条第三項ただし書に規定する行政機関等が定める措置は、申請等を行う者が付与された識別符号及び当該申請等を行う者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力することとする。

2 前項の方法により申請等を行う者は、その氏名又は名称その他必要とされる事項を行政機関等へ届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ同項の方法による申請等に係る識別符号を付与されている者については、この限りでない。

3 行政機関等は、前項の届出があったときは、当該届出を行った者に識別符号を付与するものとする。

4 前項の規定により識別符号を付与された者は、第二項の規定により届け出た事項その他行政機関等が定める事項に変更があったとき、暗証符号を設定するとき、設定した暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等へ届け出なければならない。

5 行政機関等は、申請等を行う者が第一項の方法により申請等を行うときには、設定した暗証符号に代え

、又はこれに加えて、個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号を用いた方法により申請等を行わせることができる。

第四条 行政機関等は、規則第九条の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を受ける者が、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録することが可能となった時から当該行政機関等が指定する期限までに記録しない場合その他当該行政機関等が必要と認める場合は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

第五条 規則第十条第二号に規定する行政機関等が定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う際に規則第五条第一項に規定する方法によって行政機関等に届け出る方式とする。

附 則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。

行政手続及び内部手続における押印・書面・対面の 見直しに係る対応状況について

令和2年10月7日
原子力規制庁

原子力規制委員会の行政手続及び内部手続における押印・書面・対面の制度・慣行については、政府方針を踏まえて以下のとおり見直しを進める。

1. 行政手続

(1) 押印

法令に基づき被規制者等から報告書等を受け取る手続のうち押印を求めている約180件について、押印を不要とするため、年内に関係規則及び告示を改正予定。

(規則)

- ・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則
- ・登録認証機関等に関する規則
- ・国際規制物資の使用等に関する規則
- ・原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則
- ・核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

(告示)

- ・平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）
- ・印紙をもってする歳入金納付に関する法律第一条ただし書の規定により、印紙をもって納付することができる手数料を定める件

(2) 書面

オンラインによる申請等を可能とするため、年内に規則及び告示を制定予定。

(規則)

- ・原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）

(告示)

- ・原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（仮称）

(3) 対面

法令に基づき対面を要求している例なし。

2. 内部手続

原子力規制委員会の内部規程又は慣行により職員等に押印を求めている手続（出勤簿、休暇簿、育児休業等の申請書・請求書、諸謝金の支出伺い等）について、押印を全て廃止済み。

また、規制庁内における

- ・職員同士の会議における Web 会議の活用
- ・委員・幹部に対する説明におけるタブレットの導入
- ・各種決裁における電子決裁の徹底

などにより、書面や対面の見直しも鋭意推進中。

【参考】

●経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

●規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

●行政手続及び内部手続における押印・書面・対面見直しに係る依頼内容（規制改革推進室、行政改革推進本部事務局）

1. 行政手続

（1）各府省への対応依頼

① 押印

全ての行政手続について、規制改革推進室が示した基準に照らして、押印の必要性を検証し、原則廃止。廃止しない場合には、理由を説明。また、残す場合でも電子署名の活用を推進。

② 書面

- ・(オンライン化されている行政手続) 入力事項の簡素化、提出書類の削減、入力支援機能の充実等を通じてオンライン利用率の引上げを図る。
- ・(オンライン化されていない行政手続) オンライン手続を早急に整備する。費用対効果等の観点から、新たな情報システムの整備等が適当ではない場合には、eメールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出の手続を整備することも検討。

③ 対面

デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

(2) 今後のスケジュール

令和2年10月中	規制改革推進会議(規制改革推進室)による、検討状況のヒアリング
12月末まで	政省令、告示等の改正
令和3年1月	年末までに講じた措置又は対応方針等を「行政手続等の棚卸」を通じて提出
3月末	「行政手続等の棚卸結果等」公表

2. 内部手続

(1) 各府省への対応依頼

- ① 各府省等の会計手続、人事手続その他の内部手続のうち、法令等又は慣行により、書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものを見直し、年内にフォローアップ。
- ② ①のうち、内部規程又は慣行により押印を求めている手続を9月中に廃止。

(2) 今後のスケジュール

令和2年11月	行政改革推進本部事務局によるフォローアップの作業依頼
12月	フォローアップ結果の公表